

令和5年度 第2回 富里市介護保険運営協議会

招集年月日	令和5年12月22日(金)	
招集の場所	本庁舎3階第3会議室	
開会・閉会の時間	開会	令和5年12月22日午後1時28分
	閉会	令和5年12月22日午後2時4分
◎会長           ○副会長	氏名	出欠等の別
	皆川 高	○
	佐々木 佳代	○
	高崎 啓子	○
	丹 さく子	○
	石井 みちよ	○
	◎宮川 朱実	○
	我妻 道生	×
	田村 由紀	○
	清宮 操子	○
	土屋 和秀	○
	○土屋 亮太	○
	地主 貴美恵	×
	事務局	課長 河野 浩之
主査 塙 裕樹		○
主査 藤崎 高子		○
主査 戸村 由貴子		○
議題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

## 令和5年度第2回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和5年12月22日(金)  
午後1時30分から  
場 所 本庁舎3階第3会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題  
(1) 介護保険法に基づく保健福祉事業の実施について【資料1】
- 4 報告事項  
(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況及び  
策定スケジュールについて【資料2】
- 5 その他
- 6 閉 会

1. 開 会
  2. 会長あいさつ
  3. 議 題
  4. 報告事項
  5. そ の 他
  6. 閉 会
- 

## 1. 開会

(事務局) 本日の会議におきましては議事10名介護保険条例第16条の規定による過半数の出席を満たしておりますので、会議の成立を満たしますことをご報告させていただきます。傍聴希望者がいないことを合わせてご報告させていただきます。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

## 2. 会長あいさつ

(事務局) はじめに宮川会長よりご挨拶の方よろしくお願いいたします。

～宮川会長あいさつ～

(事務局) ありがとうございます。

## 3. 議題

### (1) 介護保険法に基づく保健福祉事業の実施について【資料1】

(事務局) それでは議題の方に入らせていただきます。介護保険条例第16条の規定に基づき今会議の議長は宮川会長にお願いいたします。

(議長) それでは議事に移ります。本日の議題は、介護保険法に基づく保健福祉事業の実施についてです。

事務局より説明お願いいたします。

(事務局) それでは、議題(1)介護保険法に基づく保健福祉事業の実施についてです。資料1、1ページをご覧ください。

保健福祉事業について、ご説明させていただきます。

保健福祉事業とは、介護保険法第115条の49第1項に規定されており、市町村が要介護被保険者を介護するために必要な事業、被保険者が要介護状態になることを予防するために必要な事業などを行うことができるとされており、介護保険制度の基準以上に上乘せし市町村が独自給付するサービスのこととなります。

令和6年度より、この保健福祉事業を開始し、現在実施している事業の安定的な運営や新たに介護予防につながる事業を実施していくことを検討しています。

2ページをご覧ください。

保健福祉事業を開始するために必要な手続きとなります。

一つ目に介護保険条例の改正です。

富里市介護保険条例に保健福祉事業を位置付けるため、介護保険条例の一部を改正いたします。

こちらは、富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に伴い、3月議会にて、富里市介護保険条例の一部を改正する条例の議案を上程する予定のため併せて改正の手続きを行う予定です。

二つ目に令和6年度介護保険特別会計予算に計上する必要があります。

こちらについては、現在予算要求を行っており、同じく3月議会にて予算の議案を上程する予定となっております。

なお、保健福祉事業の財源は、第1号保険料となっております。

3ページをご覧ください。

令和6年度に実施の検討を行っている保健福祉事業の具体的な事業についてです。一点目は、要介護者を介護する人を支援する事業としまして、介護者教室や家族リフレッシュ事業などが事業例として挙げられます。現在、富里市が実施している紙おむつ助成事業もこちらに該当すると考えております。

二点目は、被保険者が要介護状態になることを予防する事業です。

介護予防教室や身体機能訓練が事業例として挙げられます。

外出支援をすることで高齢者の介護予防、社会参加を促進する移送サービス事業が該当すると考えております。

以上のような保健福祉事業を令和6年度より実施し、富里市における介護者への支援及び介護予防に関するサービスの充実を図りたいと考えております。

保健福祉事業についての説明は以上となります。

(議長) ありがとうございます。

ただいま(1)介護保険法に基づく保健福祉事業の実施について説明していただきました。ご意見ご質問等ございましたらお願い致します。

(A委員) 令和6年度保健福祉事業の3ページ目に説明があった要介護状態になることを予防する事業の移送サービスについてお話があったと思うのですが、移送サービスを拡充するというのでしょうか。

(事務局) 移送サービスは、現在、2台で実施していますが、来年度は3台体制にしまして、予約が取りにくいという状況が続いておりますので、まずは台数を増やすことで、今サービスを行っている内容を皆さんにご利用いただけるよう3台体制にしようと考えています。

(議長) 他にありますか。

(A委員) 家族リフレッシュ事業の具体的な例は、何かお考えはありますか。

(事務局) 現在、紙おむつの助成事業を地域支援事業として行っているのですが、国の方針といたしましてこういった事業は縮小傾向にあるということで、富里市といたしましては、この事業については今後も続けていきたいというように考えているところでございますので、安定的な財源で続けることが出来る保健福祉事業に移行し行っていくというように考えています。

(議長) 他に何かありますか。

無いようなので、本日の議題は終了とさせていただきます。

議事進行を事務局にお返しします。

#### 4. 報告事項

##### (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況及び策定スケジュールについて【資料2】

(事務局) 宮川会長ありがとうございました。

それでは次に次第の報告事項です。

報告事項につきましては、私から説明させていただきます。

前回の8月の協議会では、第9期計画の骨子案について、ご説明させていただいたところです。

現在は基本指針ごとの施策について、関係部署、庁内検討委員会等での意見を踏まえ、各施策の第9期計画での方向性と次期計画期間の目標値を検討しているところでございます。

また、第9期計画期間に向けた介護保険制度の見直しにつきましては、参考資料の厚生労働省からの令和5年10月17日事務連絡にて第9期計画期間に向けた1号保険料に関する検討についての2ページ目をご覧ください。中段の(2)各市町村における保険料設定に向けた検討について、現時点では、令和5年7月31日の全国介護保険担当課長会議において標準段階を13段階とする等の例をお示ししており、市町村においても、年末に結論が得られるまでの間は、こうした例を参考に保険料の設定に向けた検討を行っていただきたいとあり、未だ国から結論が示されていない状況ではありますが、令和5年7月の全国介護保険担当課長会議にて示された、標準段階を13段階とする例を参考に介護保険料の設定等の検討を進めているところでございます。

参考例というのが、参考資料、介護保険部会での議論を踏まえた見直しの例となります。

素案の作成を12月下旬まで行い、1月上旬からは素案の(案)を庁内担当部署に校正の依頼をかけて、1月下旬に庁内検討委員会の開催、2月上旬に介護保険運営協議会の開催を予定しており、市長から「第9期介護保険事業計画」についての介護保険運営協議会への諮問を予定しています。

3月5日には、文教厚生常任委員会で議会への説明を行い、翌日3月6日から3月25日までパブリックコメントを実施した後、3月下旬に介護保険運営協議会、庁内検討委員会を開催し、協議会から市長へ答申を行い、今年度中に「富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定予定しております。

報告は以上となります。

質問等ありますか。

(A委員) 参考資料の全国介護保険担当者課長会議では、人数について記載があるが、全国での数字ですか。富里市でも第9段階での所得にあてはまる方はいますか。影響があるとかないとか。

(事務局) 現行制度に記載の数は全国での人数となります。第9段階の所得にあてはまる方はいまして、どの程度影響があるかも含めて調査作業を進めているところでございます。

(事務局) 国の方の現行の方針では段階は9段階ですが、その段階というのは市町村独自で定めることができます。富里市の場合10段階に設定しています。他の自

治体では10段階以上に設定している所も多数あることを踏まえまして、国から13段階という提案がされている状況です。また、本日の午後3時から国の報酬審議会の介護保険部会が行われる予定で、そこで最終的な1号保険料の判断が出されるのではないかと思います。

(B委員) 所得の高い方から低い方に保険料を回すというような制度かと思いますが、全国での割合として所得が高い方が少なく、所得が低い方が多くなっていますが、その辺は大丈夫ですか。

(事務局) 市町村ごとに段階、乗率を定められますので、今後、庁内関係部署や庁内検討委員会で富里市の現状を踏まえ調整を図ったうえで、富里市としてどうするか決めていきます。

(事務局) 参考ですが、富里市の場合は第1段階の割合が約15パーセント、第9段階、第10段階では約5パーセントとなっています。

(事務局) 他に何かありますか。  
無いようですので、次に次第の5その他になります。

## 5. その他

(事務局) 委員の皆様から何かございましたら、お願いいたします。  
無ければ、その他は以上になります。

## 6. 閉会

(事務局) 本日の会議は以上で終了させていただきます。